

## 12) 景観

### (1) 調査

#### ア. 主要な眺望地点及び主要で身近な視点の状況

##### (ア) 調査事項

実施区域周辺の主要な眺望地点（不特定多数の人々が利用する公共的な場所で、景観が展望できる地点のうち主要なものをいう。以下同じ。）及び実施区域周辺の主要で身近な視点（不特定多数の人々又は周辺の住民が利用する場所で身近な景観が望める主要で身近な視点をいう。以下同じ。）の位置、種類及び利用状況並びにそれぞれの主要な眺望地点及び主要で身近な視点からの景観の構成要素、可視領域等の状況とした。

##### (イ) 調査方法

主要な眺望地点の状況については、観光ガイドブック等の既存資料調査によるものとした。

主要で身近な視点の状況については、現地での写真撮影等により把握した。

##### (ウ) 調査地域及び地点

実施区域周辺約 3km の範囲において、本計画により景観が影響を受けることが想定される図 5-2-12-1 に示す 6 地点とした。

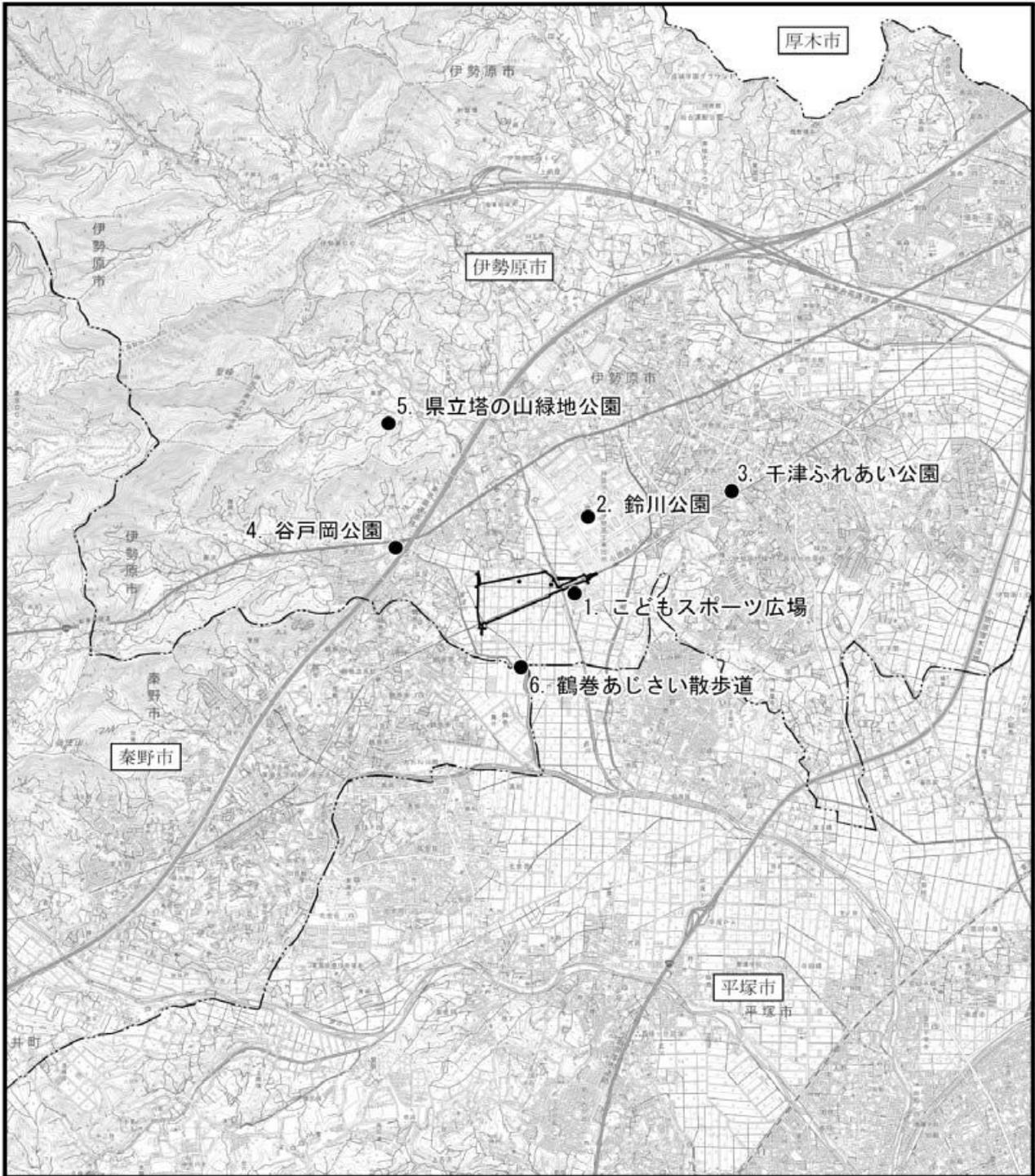
##### (エ) 調査時期、期間又は時間帯

既存資料は、入手可能な最新の資料とした。

現地調査は、表 5-2-12-1 に示すとおり、着葉期及び落葉期の 2 回とした。

表 5-2-12-1 主要な眺望地点及び主要で身近な視点の状況の現地調査時期

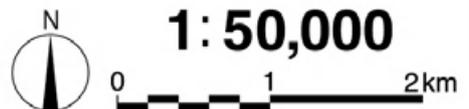
調査時期	調査期日
着葉期	令和6年6月14日（金）
落葉期	令和6年2月1日（木）



凡 例

- : 実施区域
- : 市 界
- : 調査地点

図 5-2-12-1 景観調査地点



(オ) 調査結果

調査結果は、表 5-2-12-2 に示すとおりである。

表 5-2-12-2 主要な眺望地点及び主要で身近な視点からの景観の状況

地点番号	調査地点	実施区域中心からの距離	状況
1	こどもスポーツ広場	約0.4km	10,000㎡のグラウンドが整備されており、主に市内児童が少年野球や少年サッカー等に利用している。
2	鈴川公園	約0.7km	野球場、テニスコート、プールを有したスポーツ施設である。年間を通して野球場及びテニスコートが利用可能で、夏には屋外型の25mプール及び幼児用プールも開放し、子どもたちで賑わう。子どもから大人まで幅広く市民に利用されている。
3	千津ふれあい公園	約1.8km	伊勢原駅付近の線路沿いに位置する公園で、滑り台やブランコ等の遊具、砂場が設けられている。
4	谷戸岡公園	約1.1km	公園上段には複合遊具や砂場が整備されている。公園下段は調整池となっており、スイレン等が植栽されている。
5	県立塔の山緑地公園	約1.6km	クヌギやコナラなどの雑木林の中を歩くと、様々な鳥や山野草を観察することができる。展望広場からは東京・横浜方面の大パノラマが広がって見える。
6	鶴巻あじさい散歩道	約0.7km	善波川沿いの約300mのアジサイの小道である。「鶴巻あじさい散歩道」と名付けられ、シーズンには田植えを終えたばかりの田畑に、白や紫、青、ピンクなど色とりどりのアジサイが浮かび上がる景色が見られる。

注) 地点番号は、図 5-2-12-1 と対応する。

資料：「伊勢原ガイドマップ」(令和3年3月 一般社団法人伊勢原市観光協会)

「はだのガイド」(令和3年3月 秦野市観光振興課)

「施設」(伊勢原市ホームページ 令和6年12月閲覧)

「公園一覧表」(伊勢原市ホームページ 令和6年12月閲覧)

「県立いせはら塔の山緑地公園」(神奈川県ホームページ 令和6年12月閲覧)

「秦野観光スポット情報」(秦野市観光協会ホームページ 令和6年12月閲覧)

「公園課の管理する公園・緑地 (令和4年3月31日時点)」(秦野市ホームページ 令和6年12月閲覧)

イ. 景観資源の状況

(ア) 調査事項

実施区域周辺における景観資源の状況及びこれらにより形成される地域景観の特性とした。

(イ) 調査方法

観光ガイドブック等の既存資料調査によるものとした。

(ウ) 調査地域及び地点

「ア. 主要な眺望地点及び主要で身近な視点の状況」と同様とした。

(エ) 調査時期、期間又は時間帯

既存資料は、入手可能な最新の資料とした。

(オ) 調査結果

景観資源の状況は、表 5-2-12-3 に示すとおりである。実施区域周辺には、11 か所の景観資源が分布している。

表 5-2-12-3 景観資源の状況

No.	市	名称	状況
1	伊勢原市	善波の矢倉沢往還	東海道の脇往還として機能していた古道である。道端には石仏や馬頭観音がひっそりと佇み、木立の間からは善波川とそれに沿う水田を見ることができる。
2		三之宮比々多神社	正面入り口には、立派な鳥居と樹齢500年といわれる杉の大樹がそびえ立ち、正面に構える社殿とともに、厳かで風格のある景観を見ることができる。社殿の外観は厳かで、地域の歴史や文化を物語る重要な建造物となっている。
3		三嶋神社の枝垂れ桜	神社の境内に咲く大小のしだれ桜は、平成元年に数本のしだれ桜が植栽されたことに端を発し、今に至る。3月末の日曜日に開催される大祭の頃に見頃を迎える。
4		能満寺の紅葉	伊勢原市三ノ宮にある臨済宗建長寺派の寺院である。11月末頃～12月はじめにかけては境内が真っ赤に染まり、ハイキングや参拝の方の目を楽しませている。
5		市民の森ふじやま公園	市街地近郊に位置する緑豊かな公園。梅・桜の名所としても知られ、四季を通じて多くの市民が訪れる憩いの場となっている。公園の高台からは、大山を背景に新東名高速道路・伊勢原大山インターチェンジ、伊勢原ジャンクションを眺めることができる。
6	平塚市	金目川と観音堂	金目観音堂のある光明寺は、坂東三十三観音の第七番目札所として朱印めぐりで有名であり、前を流れる金目川の土手からは絵はがきのような景色が楽しめる。
7	秦野市	東光寺薬師堂	境内地は、寺院を守るために祭られた「鎮守の森」で囲まれているため、住宅地の中にながら静けさが保たれている。歴史遺産として、また、憩いの場として多くの市民に親しまれている。
8		東名ハイウェイパーク	東名高速道路の築造に伴い、防護壁の圧迫感を緩和する目的で造られたこの緑地空間は、地域住民に潤いや安らぎを与えている。また、緑地の維持保全活動を通じ、地域住民の憩いの場やコミュニケーションの場としても親しまれている。
9		大ケヤキ	県内最大級の大ケヤキで、鶴巻地区のシンボルツリーとなっている。多くの市民が訪れ、憩いの場としても親しまれている。
10		鶴巻あじさい散歩道	善波川沿い約800mに植えられた「あじさい」は、開花時期に散歩道を美しく彩り、今では多くの市民が訪れる観光スポットになっている。富士山や丹沢山塊への眺望も良く、あじさいの維持管理活動を通じ、住民のコミュニケーションの場ともなっている。
11		鶴巻親水遊歩道	スポーツ、レクリエーション活動の拠点として整備されたおおね公園の南側を流れる大根川沿い約600mに植えられた「あじさい」や「酔芙蓉」は、開花時期に遊歩道を美しく彩る。開花時期には多くの市民が訪れ、散策、野鳥観察、憩いの場として親しまれている。

資料：「地域景観資源登録」（伊勢原市ホームページ 令和6年12月閲覧）

「平塚八景」（平塚市観光協会ホームページ 令和6年12月閲覧）

「地域景観拠点」（秦野市ホームページ 令和6年12月閲覧）

ウ. 主要な眺望景観及び身近な景観の状況

(ア) 調査事項

主要な眺望地点及び主要で身近な視点から見える景観の状況とした。

(イ) 調査方法

既存資料調査は、観光ガイドブック等の整理により把握した。

現地調査は、主要な眺望地点及び身近な視点から眺望できる景観の状況について、写真撮影によって把握した。写真撮影の諸元は表 5-2-12-4 に示すとおりである。

表 5-2-12-4 撮影諸元

項目	撮影諸元
使用カメラ	ニコンデジタルカメラD3100
使用レンズ	DX SWM VR Aspherical ∞-0.28m/0.92ft Φ52
焦点距離	35mm (35mm換算)
撮影高さ	地上1.5m

(ウ) 調査地域及び地点

「ア. 主要な眺望地点及び主要で身近な視点の状況」と同様とした。

(エ) 調査時期、期間又は時間帯

既存資料は、入手可能な最新の資料とした。

現地調査は、「ア. 主要な眺望地点及び主要で身近な視点の状況」と同様とした。

(オ) 調査結果

既存資料調査により抽出した 6 地点について、現地にて眺望領域等の眺望の状況を把握した。主要な眺望地点及び身近な視点 6 地点からの眺望の状況は、写真 5-2-12-1 (1)～(6) に示すとおりである。

着葉期



落葉期



写真 5-2-12-1(1) 景観撮影結果 (No.1 こどもスポーツ広場)

着葉期

実施区域



落葉期

実施区域



写真 5-2-12-1(2) 景観撮影結果 (No. 2 鈴川公園)

着葉期



落葉期



写真 5-2-12-1 (3) 景観撮影結果 (No. 3 千津ふれあい公園)



写真 5-2-12-1 (4) 景観撮影結果 (No. 4 谷戸岡公園)

着葉期



落葉期



写真 5-2-12-1 (5) 景観撮影結果 (No. 5 県立塔の山緑地公園)

着葉期



落葉期



写真 5-2-12-1 (6) 景観撮影結果 (No. 6 鶴巻あじさい散歩道)

(2) 予測

ア. 土地又は工作物の存在及び供用

(ア) 施設の存在

(a) 予測項目

計画により景観が受ける影響の内容及び程度とした。

(b) 予測地域及び地点

予測地域は調査地域に準じることとした。予測地点は、調査地点と同様の6地点とした。

(c) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯

供用開始後において、事業の活動が定常的な状態に達した時期とした。

(d) 予測手法

(i) 予測方法

調査結果をもとに、事業計画及び環境保全対策等を考慮して、フォトモンタージュによる完成予想図を作成する方法により予測した。

(ii) 予測条件

実施区域における施設配置計画図は図4-1-1 (p.4-1-2 参照) に示すとおりである。

(e) 予測結果

フォトモンタージュ法による予測結果は、写真5-2-12-2(1)～(12)に示すとおりである。

現 況



建設完了後



注) 建設完了後の写真の表現は、現時点のイメージである。

写真 5-2-12-2(1) 景観の変化状況 (No. 1 こどもスポーツ広場 (着葉期))

現況



建設完了後



注) 建設完了後の写真の表現は、現時点のイメージである。

写真 5-2-12-2(2) 景観の変化状況 (No. 1 こどもスポーツ広場 (落葉期))

現 況

実施区域



建設完了後

実施区域



注) 建設完了後の写真の表現は、現時点のイメージである。

写真 5-2-12-2(3) 景観の変化状況 (No. 2 鈴川公園 (着葉期))

現況



建設完了後



注) 建設完了後の写真の表現は、現時点のイメージである。

写真 5-2-12-2(4) 景観の変化状況 (No. 2 鈴川公園 (落葉期))

現 況



建設完了後



注) 建設完了後の写真の表現は、現時点のイメージである。

写真 5-2-12-2(5) 景観の変化状況 (No. 3 千津ふれあい公園 (着葉期))

現 況



建設完了後



注) 建設完了後の写真の表現は、現時点のイメージである。

写真 5-2-12-2(6) 景観の変化状況 (No. 3 千津ふれあい公園 (落葉期))

現況



建設完了後



注) 建設完了後の写真の表現は、現時点のイメージである。

写真 5-2-12-2(7) 景観の変化状況 (No. 4 谷戸岡公園 (着葉期))

現況



建設完了後



注) 建設完了後の写真の表現は、現時点のイメージである。

写真 5-2-12-2(8) 景観の変化状況 (No.4 谷戸岡公園 (落葉期))

現 況



建設完了後



注) 建設完了後の写真の表現は、現時点のイメージである。

写真 5-2-12-2(9) 景観の変化状況 (No. 5 県立塔の山緑地公園 (着葉期))

現況



建設完了後



注) 建設完了後の写真の表現は、現時点のイメージである。

写真 5-2-12-2(10) 景観の変化状況 (No. 5 県立塔の山緑地公園 (落葉期))

現況



建設完了後



注) 建設完了後の写真の表現は、現時点のイメージである。

写真 5-2-12-2(11) 景観の変化状況 (No. 6 鶴巻あじさい散歩道 (着葉期))

現 況



建設完了後



注) 建設完了後の写真の表現は、現時点のイメージである。

写真 5-2-12-2(12) 景観の変化状況 (No. 6 鶴巻あじさい散歩道 (落葉期))

### (3) 評価

#### ア. 土地又は工作物の存在及び供用

##### (ア) 評価手法

###### (a) 施設の存在

###### a. 環境影響の回避・低減に係る評価

施設の存在に伴い景観への影響が、実行可能な範囲内で行える限り回避もしくは低減が図られ、実施区域周辺に対する環境の保全等について、適正に配慮されているかどうかを明らかにした。

###### b. 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

「伊勢原市景観条例」(平成 25 年 12 月 伊勢原市条例第 26 号)に基づく事業者の責務及び「伊勢原市景観計画」(平成 25 年 12 月(令和 6 年 3 月改定) 伊勢原市)の良好な景観形成を推進する基本理念や目標との整合性が図られているかどうかを明らかにした。

##### (イ) 評価結果

###### (a) 施設の存在

###### a. 環境影響の回避・低減に係る評価

施設の存在が景観に与える影響を低減するために、以下の環境保全対策を講じる。

- ・総合車両所の外壁等の色彩は、「伊勢原市景観ガイドライン-基本編」(令和 6 年 3 月 伊勢原市)に基づき、地域特性を配慮しつつ、こげ茶系やグレー系などの周辺環境に溶け込みやすい色彩の使用により、自然景観や市街地のまちなみとの調和を図った施設設備を進める。
- ・実施区域の敷地周縁部に植栽を施す等、周辺環境との調和を図る。

以上の対策を講じることから、施設の存在が景観に与える影響は、実行可能な範囲内で行える限り低減されると評価する。

###### b. 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

「伊勢原市景観条例」では、事業者の責務は「自らが地域社会の一員であるとともに、事業活動が良好な景観を形成する役割を担うものであることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。」とされている。

また、「伊勢原市景観計画」では、景観計画区域は伊勢原市全域とされている。その中で、景観まちづくりの目標として、「自然を生かし、大切に作る景観まちづくり」、「歴史・文化を生かし、大切に作る景観まちづくり」、「にぎわいを生かす景観まちづくり」、「地域らしさを生かす景観まちづくり」、「市民活動を生かす景観まちづくり」が定められている。加えて、景観まちづくりの基本方針として、「景観の顔をつくる」、「景観の骨格をつくる」、「地域らしさをつくる」が定められており、実施区域は地域らしさをつくる景観まちづくりの 4 つの地域である「やま」、「おか」、「まち」、「さと」のうち、「まち」地域に区分されている。「まち」地域の基本方針は、「景観を構成する主要な要素である建築物の建築や工作物の新設等について、適正な誘導に努めていきます。また、緑の保全や創出に努め、緑豊かな景観形成を進めます。」とされている。

対象事業において、総合車両所の外観への配慮や緑地の整備によって景観への違和感を軽減し、良好な景観の形成に努めていることから、「伊勢原市景観条例」に基づく事業者の責務及び「伊勢原市景観計画」の良好な景観形成を推進する基本理念や目標との整合性が図られている。

以上のことから、環境保全に関する基準等との整合性が図られ、環境の保全等について適正に配慮していると評価する。